「田園環境整備マスタープラン作成ガイド」概要版

「田園環境整備マスタープラン作成ガイド」について

平成 13 年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と共生する田園環境の創造に向けて、様々な仕組みを整備してきました。

その一環として、平成 14 年に「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について」（平成 14 年2月 14 日付け 13 農振第 2512 号）を制定し、農業農村整備事業等については、地域の合意形成のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境整備マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を踏まえて実施することとしました。併せて、マスタープランにおいて定められるべき事項について示した「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成 14 年2月 14 日付け 13 農振第 25213 号）を制定しました。

このことを契機として、多くの市町村においてマスタープランの作成が進められ、これに基づいて環境との調和に配慮した事業がこれまで実施されてきました。

一方、これらの仕組みが整備されてから 10 年以上が経過し、地域の自然環境の変化や市町村合併等の社会環境の変化に対応したマスタープランの見直しと内容の充実の必要性が高まっています。

こうしたことから、マスタープランの内容の充実と効率的な作成に資することを目指して、マスタープランにおいて定める事項について、その考え方、作成の手順、参考となる資料等を具体的に示した田園環境整備マスタープラン作成ガイド（以下「ガイド」という。）を取りまとめました。

「田園環境整備マスタープラン」の留意事項等

1．策定体制

マスタープランの作成に当たっては、関係行政機関等との密接な連携の下に検討を行うとともに、地域住民の意向及び学識経験者等の意見を計画に反映させることが重要です。

環境は地域によって多様であり、またその捉え方も異なります。このため、地域の実情に即しつつ、調査方法や環境配慮対策について的確に検討を行うため、検討会等を設置することが考えられます。

（検討会の構成例）

学識経験者：大学の研究者、研究機関の職員、博物館・郷土資料館等の学芸員、高校の理科の教員　等

農家を含めた地域住民：土地改良区、農家、地域住民の代表（自治会組織の代表）　等

環境保全に取り組む団体、NPO　等

行　　政：市町村の農業担当部署、環境担当部署　等

2．都道府県、市町村の施策との整合

マスタープランは、都道府県や市町村の条例等と整合を図る必要があります。

（整合を図るべき条例や計画の例）

条例：環境基本条例、景観条例　等

計画：総合計画、環境基本計画、景観計画、緑の基本計画、生物多様性地域戦略　等

3．田園環境整備マスタープランの見直し

マスタープラン作成後に対象地域の自然環境や社会環境の変化等が生じた場合は、マスタープランを見直す必要があります。

見直しが必要になるケースとしては、市町村合併等に伴って総合計画等の上位・関連計画が改訂された時や、時間の経過等により地域の自然環境や社会環境が大きく変化した場合、動植物の生息・生育情報等の蓄積により、保全すべき生態系等が新たに確認された場合等があげられます。

「田園環境整備マスタープラン」の概要

１．田園環境整備マスタープランの対象地域

マスタープランの対象地域は、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項）内となります。

また、農業振興地域以外の地域であっても、生態系の連続性や農道・水路等の施設一体性・連続性を考慮して対象地域を設定することができます。

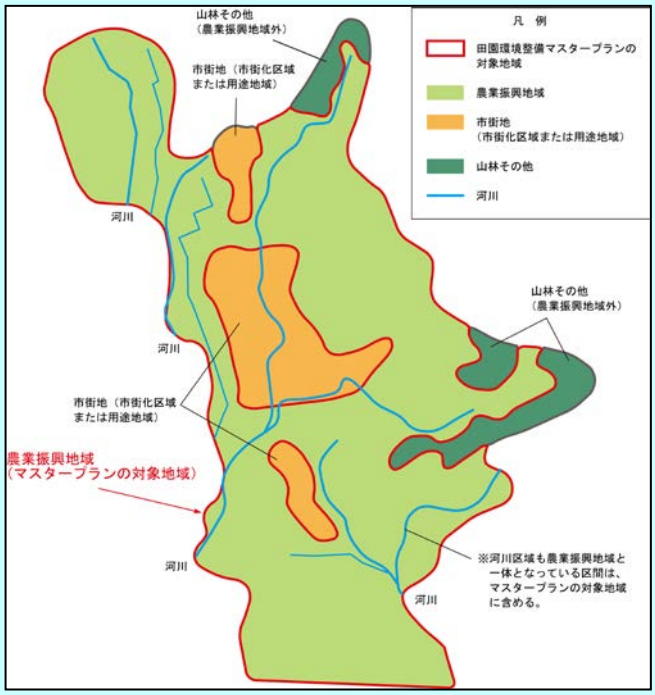

マスタープランの対象地域（イメージ）

２．田園環境整備マスタープランの内容

マスタープランでは、対象地域における自然環境及び社会環境に係る調査の結果に基づき、①地域内の環境評価に関する事項、②環境保全の基本方針に関する事項、③地域の整備計画に関する事項、④その他市町村長が必要と認める事項について整理します。

３．作成手順

対象地域における自然環境・社会環境に関する現況調査を行い、その結果を「地域内の環境評価に関する事項」として取りまとめ、これを踏まえ、地域内の環境保全に関する基本的な考え方を「環境保全の基本方針に関する事項」として整理します。

「地域の整備計画に関する事項」では、これらの結果を踏まえ、対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分し、農業農村整備事業を実施する際の環境配慮に関する整備について、その考え方や具体的内容について取りまとめます。

上記以外の地域内の環境保全に関する事項については、「その他市町村長が必要と認める事項」として、市町村の判断により追加することができます。

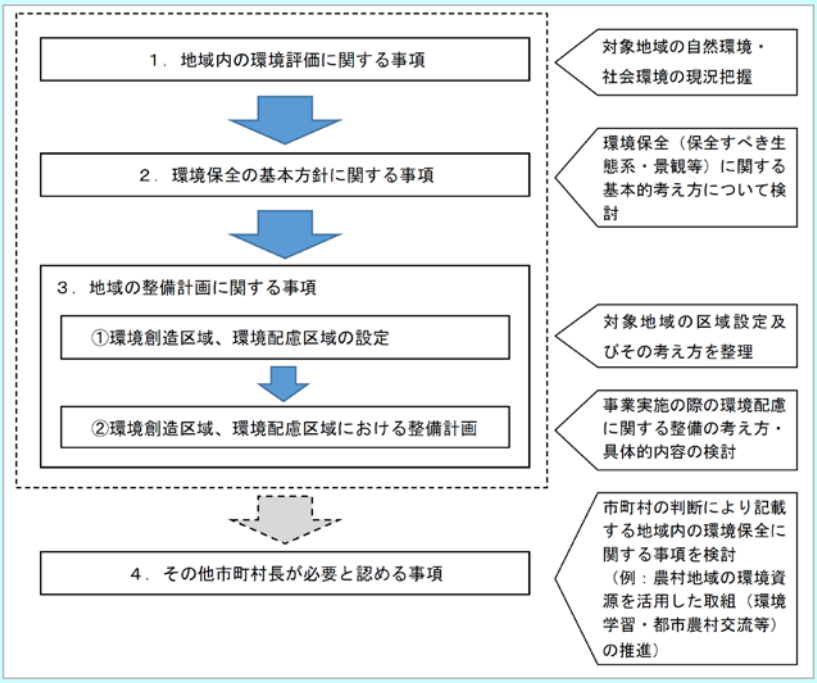

マスタープランの作成フロー

項目別検討内容

1．地域内の環境評価

（1）自然環境調査、社会環境調査

ここでは、対象地域における自然環境及び社会環境の現況調査を行います。

取りまとめに当たっては、既存文献資料や環境に関する市町村等の各種計画を収集し、活用します。

動植物調査では、調査を効率的に行うため、現地調査に先立って動植物の調査データ等の既存文献資料の収集を行うとともに、学識経験者や地元の動植物に詳しい人からの聞き取り調査を行うことが重要です。

聞き取り調査では、調査地域における希少種等動植物の生息・生育情報、冬季における水路の水の有無等四季の生息・生育環境、地域住民等による動植物の保全活動等について情報を収集します。これと既存文献資料の情報等を基に、良好な環境や景観等が存在する場所を中心に現地調査を行います。

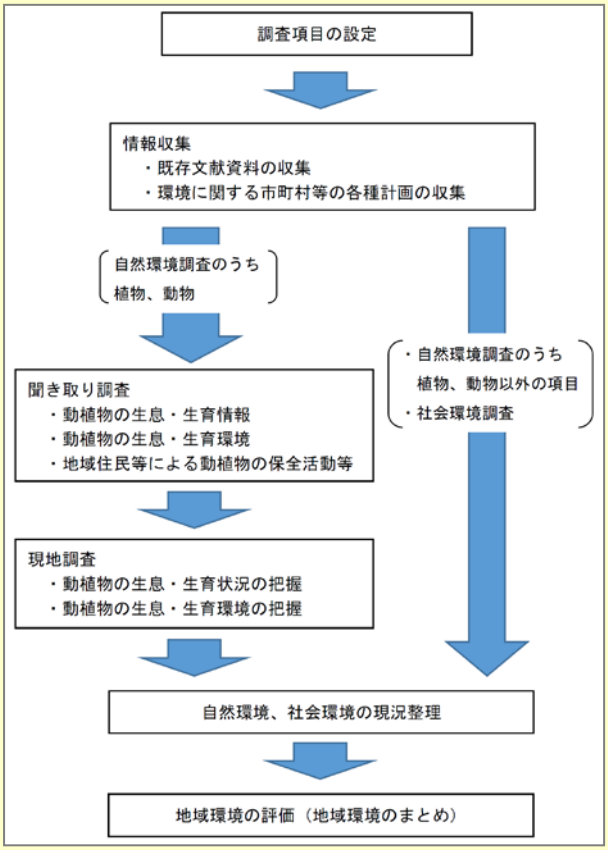

「地域内の環境評価」フロー

（標準的な調査項目）

1　自然環境調査
- (1) 気象　(2) 地形・地質　(3) 水環境
- (4) 植物　(5) 動物　(6) 景観

2　社会環境調査
- (1) 地域指定　(2) 地域指標
- (3) 観光レクリエーション　(4) 土地利用
- (5) 関連計画　(6) 歴史・文化

※地域の実情に応じて項目を設定します。

（2）地域環境の評価

後述の「環境保全の基本方針」や「地域の整備計画」をまとめる上でポイントとなる事項について、以下の視点で地域環境の評価を行います。

- 動植物の生育・生息環境の基礎となる気象、地形・地質、水環境等の概要を記述する。
- 地域における動植物の生育・生息の概要を整理し、希少な動植物の生息・生育状況等の観点から、特徴的な生態系について記述する。
- 地域における景観の概要を整理し、農村の歴史・文化に根ざした特徴的な農村景観等について記述する。
- 住民参加型の生きもの調査、地域で取り組まれている動植物の保全活動・景観保全活動等、農村環境を地域の資源として活用した取組についても記述する。

2．環境保全の基本方針

「環境保全の基本方針」は、調査の段階で明らかとなった環境の現状から、農業農村整備事業における環境配慮の基本的な考え方を以下の視点で整理します。

- 「地域環境の評価」で記述した地域の特徴的な自然環境・農村景観、地域住民等による環境保全の取組等を踏まえ、対象地域における保全すべき生態系や農村景観について記述する。
- 農業農村整備事業を実施する際の環境との調和への配慮に関する基本的な考え方を記述する。

３．地域の整備計画

（１）環境創造区域、環境配慮区域の設定

基本方針及び動植物の生息・生育状況を踏まえ、対象地域全体の区域設定の考え方を整理します。さらに、新たに希少な生きものが確認された場合等、区域設定の条件に変化が見られた場合の対応についても記載しておくことで、実態に即した環境配慮の実施が図られます。

次に、区域設定の考え方に基づいて環境創造区域の具体的な場所を設定し、地域毎に環境の概要、環境創造区域に設定した理由、環境配慮の概要を整理します。

以上の結果を基に「区域区分図」を作成します。

①環境創造区域の設定

「環境創造区域」は、自然と共生する環境を創造する区域であり、環境配慮区域の内容に加え、多様な生物相、絶滅危惧種等の生息・生育環境、及び優れた景観の保全のための具体的な環境配慮対策を実施する区域となります。

着目すべき環境要素（どういう場所を設定するか）

ア　生態系の視点（※以下に示した場所等は重複する場合がある）
- a. 従来から生物多様性が豊かな場所【多様性】
- b. 希少な生物が生息・生育する場所【希少性】
- c. 特徴的な環境を有する場所【特殊性】
- d. 地域のシンボルとなっている生物が生息・成育している場所【象徴性】

イ　農村景観の視点
- e. 優れた農村景観を有する場所

＋

設定する範囲の検討（どういう範囲で設定するか）

生態系や景観保全の視点から、線的、点的、面的な広がりを考慮して設定する。

②環境配慮区域の設定

環境配慮区域は、環境創造区域以外の区域に当たり、主として施工時の影響を緩和する措置を行う区域となります。また、水路内の落差や水域と陸域との連続性の確保により動物の生息地を結ぶ等、生態系のネットワークについて配慮を検討することも必要です。

生態系の視点では、環境創造区域には良好な環境が形成されており、隣接する環境創造区域や環境創造区域と環境配慮区域の連続性を確保することで、大きく安定した生態系の形成が可能となります。

環境創造区域の設定例
（河川につながる排水路から未整備水田までの区域）
※ガイド本文 P. 55 参照

（２）環境創造区域、環境配慮区域における整備計画

環境創造区域、環境配慮区域それぞれについて、対象工種毎に環境配慮工法を検討し、目的・効果や維持管理上の留意点等について整理します。

検討に当たっては、動物の移動経路の確保や、動植物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、ミティゲーション５原則、順応的管理、維持管理についても留意することが重要です。

４．その他市町村長が必要と認める事項

「その他市町村長が必要と認める事項」では、農業農村の資源（環境配慮施設、生物、文化、歴史等）を活用した地域づくりに関する取組について記載することができます。

例えば、農村環境の保全活動を通じた都市農村交流、環境学習、地域の歴史文化の保全等、活力ある地域づくりを推進するための取組方針を記載することが考えられます。

このような農村環境を活用した地域づくりの取組は、環境配慮施設の維持管理やモニタリングにおいても有効です。